# タクシー加盟店特約

## 第1条(加盟店)

- 1. 三井住友カード株式会社(以下「当社」という)と「三井住友カード加盟店規約」、またはその他加盟店規約(その名称は問わないものとしこれらをまとめて後述の加盟店が当社との間で現に締結している加盟店規約を総称して「原規約」という)を締結している法人、個人または団体のうち、本特約を承認のうえ加盟を申込み、当社が承認した法人、個人または団体をタクシー契約加盟店(以下「加盟店」という)といいます。また、当社が当社のシステムにおいて本規約に基づく加盟店による信用販売の開始を認めた日を契約日とします。原規約が終了した場合、本特約も終了するものとします。
- 2. 加盟店は、本特約に従い信用販売を行う乗用旅客自動車(以下「取扱車輌」という) を指定のうえ、予め当社に届出し承認を得るものとします。当社の承認のない取扱車 輌で原規約および本特約による信用販売はできないものとします。
- 3. 加盟店は、本特約に従い信用販売を行う取扱車輌内外の見易いところに、当社の指定 する加盟店標識を掲示するものとします。
- 4. 加盟店は、本特約上の地位を第三者に譲渡(合併・会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問わない)できないものとします。

### 第2条(信用販売の種類)

信用販売の種類は、1回払い販売とします。

### 第3条(信用販売)

- 1. 加盟店は、原規約で定めるクレジットカードおよびi D携帯等のうち、当社が指定するクレジットカードおよびi D携帯等(以下総称して「カード」という)を所持する会員(以下総称して「カード会員」という)ならびにタクシーチケット(以下「チケット」という)を所持する会員(以下「チケット会員」という(カード会員とチケット会員を総称し「会員」という。また、カード、i D携帯等とチケットを総称し「カード等」という。)が、カード等を提示して、タクシーによる運送役務の提供を求めた場合には、原規約および本特約に従い現金で取引を行う顧客と同様に信用販売を行うものとします。
- 2. 当社が提携関係または加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により前項の信用販売を行うカード等の範囲も変動するものとします。

## 第4条(信用販売の制限)

- 1. 加盟店が行う信用販売の対象は、取扱車輌に備え付けたメーターの表示する運賃、送 迎料金および高速料金等の当該運送役務にかかる立替金(以下「料金」という)のみ とします。
- 2. チケット1枚の信用販売額は1万円未満とし、1回の信用販売額が1万円以上の場合はチケット3枚2万9,997円までを上限として使用できるものとします。

### 第5条(信用販売の方法)

- 1. 加盟店がカード会員よりカードによる信用販売の申込を受けたときは、遅滞なく全件 について、当社の定める方法により信用販売の承認を得るものとします。当社の承認 を得られなかった場合は、カードによる信用販売を行わないものとします。
- 2. 加盟店は、カード会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、CAT等を利用してその取引契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、実行計画に掲げられた措置を講じて、取引契約に従いカードや暗証番号の真偽が正しいことを確認するとともに、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用(以下「不正利用」という。)に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。また、CAT等を利用してのカードによる信用販売額は、1回につき5万円以内とします。何らかの理由(故障、電話回線障害等)でCAT等の使用ができない場合には、次項の手続を行うものとします。
- 3. 加盟店がCAT等を利用することなく信用販売を行う場合には、割賦販売法その他の 法令に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該カードの真偽、有効 期限、無効カード通知の有無を調べた上、当該カードが有効なものであることを確認 し、当社所定のカード売上票にカード用印字器により当該カード表面記載のカードの 会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、料金、信用販売の種類が1回払い販売で あること、加盟店名、加盟店番号、利用日、取扱者名等所定の事項を記入の上、カー ド会員の署名を徴求するものとします。加盟店はカード用印字器を使用する場合にエ ンボスレスカード(ELECTRONIC USE ONLYと記載のカードを含む) の取扱いを行なわないものとします。また、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を 講じて本項の信用販売を行うものとします。なお、加盟店はカード会員に対し、カー ド売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとしますが、別途当社 から通知があった場合にはその指示に従うものとします。
- 4. 加盟店は、チケット会員よりチケットによる信用販売を求められた場合には、タクシー降車時にチケット会員から乗車日、乗車区間、料金、氏名(署名)を記入したチケ

ットの提出を求めます。

- 5. カード売上票およびチケット(以下総称し「売上票」といい、原規約の「売上票」または「売上データ」をさす)に記載できる金額は料金のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等は行わないものとします。
- 6. 加盟店は売上票の金額訂正、分配記載、取扱日付の不実記載等は行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当該売上票を破棄して新たに本条の手続きにより、売上票を作成しなおすものとします。但し、チケットは3枚2万9,997円の範囲内で分配記載ができるものとします。
- 7. 加盟店は当社所定の売上票以外は使用できないものとします。但し、当社が事前に承認したカード売上票については使用できるものとします。また、カード売上票は加盟店の責任において保管し、他に譲渡できないものとします。

### 第6条 (不審な取引の通報)

- 1. 加盟店は、カード等の提示方法に不審がある場合、同一カード会員が異なる名義のカードを提示した場合、当社が予め通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合および明らかに偽造・変造と認められるチケットの提示を受けた場合は、当該カード等による信用販売を中止し、当社へ通報するものとします。
- 2. 前項の場合、当社が当該取引におけるカード等の使用状況の報告、カード等およびカード等発行会社の確認、会員番号とカードの会員名の確認、本人確認等の調査、カード等の回収の依頼等の協力を求めた場合、以下の書面等を提出するなどして加盟店はこれに協力するものとします。
  - ①降車日時・カード売上日時を機械的に証明するもの
  - ②乗車距離を機械的に証明するもの、もしくは運転日報の写し
  - ③取扱乗務員名·取扱車輌番号
- 3. 加盟店は、前2項の場合に限らず、当社がカード会員のカード使用状況など調査協力 を求めた場合、それに対して協力するものとします。
- 4. 加盟店は、当社がカード等の不正利用防止に協力を求めた場合、これに協力するもの とします。

### 第7条(信用販売の円滑な実施)

加盟店は有効なカード等を提示した会員に対して、正当な理由なくして信用販売を拒絶し、 または料金について現金客と異なる代金を請求するなど、カード等の円滑な利用を妨げる 制限を一切行なわないものとします。

### 第8条 (無効カード等の取扱い)

1. 加盟店は、当社から紛失・盗難の理由により無効を通告されたカードによる信用販売

は行わないものとします。

- 2. 加盟店は、無効カード、明らかに偽造・変造と認められるカード等の提示を受けた場合、当該カード等を預かり、直ちに当社に連絡するものとします。
- 3. 加盟店は前2項に違反して信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものと し、当社の申出により原規約に定める立替払金の返還等の特約に関する規定に従うも のとします。

### 第9条(立替払等)

- 1. 加盟店は、第5条に基づく売上債権を、信用販売を行った日から15日以内(休日を含む)に当該カード売上票および当該チケットを別に集計し、当社所定の売上集計票を添付して当社宛に送付するものとします。但し、CAT等を使用して信用販売を行った場合には、その取扱契約に基づき立替払いの請求および売上票の提出を行うものとします。
- 2. 前項の送付期限以降に売上集計票が送付された売上債権について、当社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合、および当社が加盟または提携する組織に加盟しているもしくは当社と提携関係にある日本国内および日本国外の会社が、正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡または立替えて支払うことにつき拒否または異議を唱えた場合もしくは当該会社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により原規約に定める立替払金の返還等の特約に関する規定に従うものとします。
- 3. 加盟店は、信用販売を行った日から2ヶ月以上経過した売上債権の立替払いを拒否されても異議を申立てないものとします。
- 4. 加盟店は、売上債権および立替払い請求をすることにより発生する加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、担保提供等できないものとします。
- 5. 当社による加盟店への立替払金支払債務は、当該カード売上票および当該チケットが加盟店から当社に到着したときにその効力を発生するものとします。

### 第10条(特約の変更、承認)

当社は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の本特約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の本特約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

#### 第11条(準用規定)

本特約は原規約に優先して適用するものとし、本特約に定めのない事項については、性質 上適用または準用がないことが明白な場合を除き、原規約が適用または準用されるものと し、また、原規約ならびに本特約に定めのない事項については、加盟店は「取扱要領」等 当社からの通知に基づく取扱をするものとします。